

論点整理表（案）

8 国における使用者機関			
論点番号	8－(1)	国における中央交渉の当局は、いかなる権限を有する必要があるか。	担当委員 稲継委員
論 点		参考資料名	頁
1 考察に当たって ○ 労働法制における団体交渉の使用者側の当事者、担当者 ・ 使用者側においては、団体交渉の当事者となり、その成果としての労働協約の締結当事者となりうるのは、使用者団体または使用者である。 （中略） 個々の使用者が団体交渉の当事者となりうることは法文上も原理上も明白である。団体交渉の概念からすれば、「使用者」とは労働協約上の権利義務の主体となりうる者であることを要する。すなわち、個人企業の場合は当該個人、法人企業の場合は当該法人である。それら企業の一部組織（事業所・支店など）や機関（取締役・事業所長）などは「使用者」ではない。		・ 労働法〔第8版〕（菅野和夫）P. 530	1119
・ 個人企業における個人、会社企業における代表者（代表権を有する社員ないし取締役）が団体交渉の担当者として交渉をし、これを妥結させ、協約を締結しうることは言うまでもない。代表者以外の者（労務担当役員、人事部長、工場長、事業所長など）がこれらのことをなしうるかについては、当該企業組織内において管理・決定権限の配分に応じて団体交渉権限がどのレベルの管理者にどのように配分されているかに依存する。難しい問題は、支社・支店などの下部組織の長が団体交渉に応ずべき担当者か否かであるが、当該組織の長に実質的な決定権限の帰属する事項か否かが基本的な判断基準となる。なお、交渉		・ 労働法〔第8版〕（菅野和夫）P. 533	1119

権限を認められる使用者側の者は、当該事項につき処理権限（妥結権限、協約締結権限）がないという理由で団体交渉を拒否できるものではなく、交渉に応じたうえ、妥結または協約締結に関しては権限者と諮って適宜の処置をとるべきである。 ○ 国家公務員法における交渉の当事者、担当者 ・ 「当局」であるためには、「交渉事項について適法に管理し、又は決定することのできる当局」でなければならない。行政機関の事務の所掌は組織法令で定められているので、これに照らして、交渉に係る事項について、調査研究し、企画立案し、実施することができる当局は明確かつ一義的に定まっている。権限が委任されているときは、受任機関がその限度で当局となる。 ・ 交渉当事者である「当局」は、前述のように、組織法令で定まる行政機関であるが、自然人としてはその組織の長が「当局」を代表する。したがって、一般的にはその組織の内部管理行為として、部下である職員の中から当局の指名する者が交渉担当者として決められるであろう。 2 国における中央交渉の当局は、いかなる権限を有する必要があるか。（給与、勤務時間等の勤務条件に関する法律を所管する以外に、所管すべき権限は何か。） ※ この論点は、何が交渉事項となるか、そのうち何が中央交渉となるかということと関連するものであり（論点3(3)、論点5(1)(2)等）、それにより変わり得ることに留意する必要がある。 案 ・ 国における中央交渉の当事者となる内閣人事局は、内閣総理大臣から、使	・ 逐条国家公務員法（鹿児島重治ほか） P. 1085 ・ 逐条国家公務員法（鹿児島重治ほか） P. 1088 ・ 国公法等一部改正法案骨子	1121 1121 1124
---	--	-------------------------------------

用者としての労働協約の締結権限を与えられた政府の機関として、労使交渉を行う。 ・ 国における中央交渉の当事者となる内閣人事局において、交渉事項となる給与、勤務時間等の勤務条件に関する法律に係る事務を所管する。 ・ 締結した協約の内容を実現するために必要な法令の改正作業について、権限及び責任を有するものとする。 ・ 法律の規定に抵触する内容を含む労働協約を締結したときは、その内容の実現に必要な改正法案を作成して国会に付議する作業について、権限及び責任を有するものとする。 ※ 法律・条例の改正又は予算の増額修正が必要となる協約の締結手続及び効力発生要件等については、論点4(3)等で議論したところ。 (メリット) ・ 交渉当事者に交渉の妥結と協約の締結権限が与えられることにより、労使交渉が円滑に行われる。 ・ 内閣人事局が労使交渉と議会制民主主義との調整の作業を一元的に行うことにより、内閣が職員・国会等の双方に対する責任をより適切に果たすことができる。 ・ 使用者として十分な権限と責任を持つ機関を確立することになり、国民に対してその説明責任を明確にできる。 ・ 中央交渉においては交渉等を行う使用者という立場と交渉等の結果制度改正等を行う立場が一元化されることにより、実効的な労使交渉が行われる。 ※ 内閣人事局の使用者という立場は、中央交渉において当事者となるとともに、上記の制度改正等を行うという限られたものであり、各省の人事権や指揮命令権に基づく使用者の立場は各省大臣に属するものである。 (デメリット・留意事項)		
--	--	--

・ 内閣人事局において、幹部職員等の一元管理等に加え、交渉等を行うとした場合、内閣官房の事務を統括する官房長官の負担が過大となることを懸念する考えもある。 ○ 中央交渉の当局が有すべきその他の権限としては、例えば以下のようなものが考えられる。 ・ 労使交渉についての総合調整等の権限 仮に中央交渉のみではなく、各府省等における交渉を行う場合においては、交渉に係る各府省の総合調整（例えば、交渉に臨む際の政府全体としての統一的な方針を定めたり、協約の内容について、政府全体の整合性を保つ観点から調整を行うなど）を行う権限を有するものとする。 （メリット） ・ 政府全体における勤務条件の統一性の確保に資する。 （デメリット・留意事項） ・ 内閣人事局による過度の関与は各府省における自律的労使関係の構築の妨げとなるおそれがある。 ※ 各省大臣との関係や各省人事課との関係（例えば各省の給与等実態の調査等はどこか行うのか等）について整理する必要がある。 ※ なお、交渉事項の整理にもよるが、仮に交渉の対象とならない事項についても、その円滑な実施等のために、内閣人事局において職員団体等と協議等行うことが適切と考えられるものがあるとの考えもある。		
---	--	--

【整理】

上記のとおり

論点整理表（案）

8 国における使用者機関			
論点番号	8－(2)	予算との関係上、当局は、交渉結果を処理するためにどのような権限を有する必要があるか。	担当委員 稲継委員
論 点		参考資料名	頁
○ 予算との関係上、当局は、交渉結果を処理するためにどのような権限を有する必要があるか。 案 ・ 締結された協約を完全に実施するために、予算の移流用等が必要となる場合には、そのために必要な作業を行うものとする。 ・ 締結された協約を完全に実施するために、予算の修正が必要となる場合に、補正予算案等を作成し、国会に付議することについて、必要な作業を行うものとする。 （メリット） ・ 内閣人事局が労使交渉と議会制民主主義、財政民主主義との調整の作業を一元的に行うことにより、内閣が職員・国会等の双方に対する責任をより適切に果たすことができる。 （デメリット・留意事項） ・ 国有林野においては、労使交渉や仲裁裁定の実施に弾力的に対応できるよう、当初予算案において、あらかじめ、給与改善費（0.5%～5%）を上乗せして給与総額を計上していた年度もあり（直近では平成 13 年度）、このような仕組みをとることも考えられる。 ○ 中央交渉の当局が有するべきその他の権限としては、例えば以下のようなものが考えられる。 ・ 政府部内の意思統一を行う権限		・ 給特法第 5 条、特労法第 16 条 ・ 法律学全集 公共企業体等労働関係法（峯村光郎）P. 77、151	1127 1128
		(参考) 現在の給与関係閣僚会議の構成員	

交渉を行う上で政府部内の意思統一等を行う必要があることから、現行の給与関係閣僚会議のような会議を開催する等の権限を有するものとする。 (メリット) ・ 政府部内の意思が統一されることにより、迅速、円滑な労使交渉や交渉結果の実現に資する。 ・ 会議の構成にもよるが、例えば現行の給与関係閣僚会議のような会議の場合、財政や労働法制、経済政策等との整合性等も考慮されることになる。 (デメリット・留意事項) ・ 会議の運営にもよるが、労使による自主的、機動的な交渉の妨げとならないよう留意する必要がある。 ・ 関係府省（例えば財政当局など）の交渉参加を求める権限 交渉の状況によっては、必要に応じ、補助者等として関係府省の交渉への参加を求める権限を有するものとする。 (注) この案は各府省を中央交渉に同席させることを想定したものではない（中央・各府省・各地方支分部局等の各段階における交渉事項の切り分けを崩すことになるため）。 (メリット) ・ 関係府省が交渉に直接参加することにより、より迅速、円滑な労使交渉や交渉結果の実現が期待できる。 (デメリット・留意事項) ・ 関係府省はどのような場合にどのような立場で交渉に参加することになるのか整理する必要がある。 ・ 政府部内における意思が十分に統一されないまま、単に関係府省が交渉に参加するだけでは、かえって交渉の現場を混乱させるおそれがある。	総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済財政担当大臣及び官房長官（官房長官が主宰。なお、必要に応じ、関係大臣その他関係者の出席をもとめることができる。）	
---	--	--

る。 政府部内における適切な事務の分担の観点からは、関係府省の交渉参加が必ずしも望ましいとは限らない場合もあると考えられる。(例えば、財政当局に交渉参加を求める場合、政府全体の財政面からのチェックといった立場と相反するという考えもある。)		
【整理】 上記のとおり		